

北方領土問題の歴史と諸権利 (1)



高井 晋
(笹川平和財団特別研究員)

はじめに

- 1 領土主権と国家領域
- 2 北方領土問題の歴史 (以上、本号)
- 3 第2次世界大戦前後の国際的文書と戦後の日露交渉 (以下、次号)
- 4 北方領土に関わる諸権利

おわりに

はじめに

日本は、現在、周辺国である韓国との間に竹島問題、中国（および台湾）との間に尖閣諸島問題、そしてロシアとの間に北方領土問題を抱えている。島根県に所属する竹島は、男島、女島および周辺の岩礁を言う。沖縄県石垣市に所属する尖閣諸島は、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島及びその周辺の岩礁のことである。これらの島嶼は、疑いなく日本領土の一部を構成している。

北方領土は、第2次世界大戦終了時まで日本領土だった広義の北方領土¹とロシアとの間で返還交渉を重ねてきた狭義の北方領土²がある。日本の島嶼領土である竹島、尖閣諸島に加えて北方領土の帰属問題は、本来、第2次世界大戦の講和条約である対日平和条約第2条で解決されているべき問題であったが、規定の文言や表現の不十分さが主な原因で、戦後処理が今日まで継続しているとも言えよう。

日本は、これらの島嶼領土を国際法で認められた根拠である領有権原

1 1952年の「対日平和条約」第2条c項で日本が権利、権原、請求権を放棄させられた北緯50度以南の樺太島および得撫島以北の千島列島を含めた範囲をいう。

2 日本が「対日平和条約」第2条c項で放棄させられていない国後島、択捉島、色丹島、歯舞諸島（5つの岩礁）をいう。

(title) に基づいて日本領土としたものであり、領有以降、日本人が長期間にわたって生活の場として活用してきたことを忘れてはならない。とりわけ広義の北方領土は、第2次世界大戦終了時以降に約43万人³もの日本人が生活を営んでいた日本領土であり、これらの日本人は強制的に日本の本土へ引き揚げさせられた歴史がある。また今日では、狭義の北方領土に残してきた不動産や財産権について知っている日本人は、ほとんどいないのも事実であろう。

領土と主権は切り離せず、領土の領有根拠は、国際法上の権原である。しかし竹島問題や尖閣諸島問題において、韓国や中国の領有主張はいささか趣を異にしている。これら両国は、国際法上の権原に触れてはいるものの十分な論証ができず、それに代わって歴史的な主張を主な論拠にしているのが特徴的である。他方、北方領土問題は、竹島問題や尖閣諸島問題と異なり、数多く存在する国際的文書の解釈の問題であることが特徴となっている。

北方領土問題は、領有権の争いにとどまらず、第2次世界大戦の前後に跨る長い歴史の問題であり、これを風化させることなく、多くの日本人に共通の主権・領土問題として理解しておくことが重要である。とりわけ「領土問題は、幾多の政治上の問題の中でも民族の最深部に位置するものであって、北方領土問題がソ連との多角的交渉にからまされたり、甚だしきはその中に埋没されてしまうことは、断じて許さるべきではない⁴」ことは言を俟たない。

本小論は、先ず基礎的な問題として、領土と主権にかかわる国際法の基本問題、すなわち主権国家と領土との関係、領有権の根拠となる国際法上の権原の概念、領土の移転等について概念整理を行う。その後、これらの基本的な問題を理解した上で、北方領土問題に関連する歴史と国際的文書や日ロ両国の領有主張などを検討する。次いで、第2次世界大戦後の日露間で行われた交渉の歴史、北方四島交流事業の概要を紹介し、最後に、元北方領土島民に関わる諸権利等について概観するものである。

3 昭和16年の南部樺太の住民数は406,557人 (<http://kabaren.org/karafutowoshitekudasai/>) で、昭和20年8月の北方四島の住民数は17,291人 (<http://www.chishima.or.jp/info.htm#004>) であった。

4 遠藤晴久『北方領土問題の真相—千島列島とヤルタ会談—』(有信堂、昭和43年)3頁。

1 領土主権と国家領域

(1) 主権国家と国際的平面

領土は、そこに居住する永久的住民と統治機関を並んで、国家を構成する基本的な三要素の一つである⁵。すなわち国家は、一定の領域とそこに居住する住民、およびこれを統治する政府がある有機体で、民主的国家には、通常、永久的住民が望む社会を実現させるために、司法機関、立法機関、行政機関が備わっている。立法機関が制定した秩序である国内法に従って、統治機関が社会の秩序と住民の安寧を確保し、国内法の適用に異論がある場合は、司法機関によってこれを解決するのである。

国際法上の権利を行使でき義務を履行できる国家は、主権国家(sovereign state)と呼ばれ、国際的平面(international plane)における国際法上の行為主体となる。換言すると主権国家は、国家の三要素に加えて、外交能力すなわち条約締結能力を備えていなければならない。外交能力は、自らが従うことになる国際法の条約を締結でき、外国に服従せず、外交関係を自主的に処理できる能力を意味している。

国際法は、主権国家間の関係を規律する規則の総称であり、主権国家間の関係が生じる場を国際的平面または国際社会とも言う。したがって条約締結権は、他の主権国家と条約を締結する権利で、条約の締結とともに国際的平面における権利義務を設定することになる。領土の帰属問題についても、国際法に基づいて決定されるものであり、その根拠は領域の取得権原と呼ばれている。

このような国際法が諸国間の共通規則として認められるようになったのは、それほど古いことではない。国際法は、元来、ヨーロッパのキリスト教国家の共通法だったが、19世紀後半になってイスラム教国のトルコ、仏教国の日本へと国際的平面が拡大し、主権国家間の権利義務を定める19世紀後半までの伝統的国際法から、今日の主権国家の共通利益を実現する国際協力を推進するための国際法へと徐々に変化してきたのであった。

5 「国の権利及び義務に関する条約(モンテビデオ条約)」(1933年)の第1条は、「国際法上的人格としての国はその要件として、(a)永続的住民、(b)明確な領域、(c)政府、及び(d)他国と関係を取り結ぶ能力を備えなければならない」と規定する。

中世のヨーロッパでは君主間にローマ法⁶が適用されてきたが、君主間あるいはキリスト教国と異教徒国間で戦争が開始されると、ローマ法を適用することが不可能となった。本来は民法的なローマ法には戦争に関する規則はなく、敬虔なキリスト教徒の君主は、戦争を決心してもいいのかの判断ができなかったからである。

中世の神学者は、このような戦争についてカノン法(jus canonicum)⁷の再検討に迫られ、取り分けビトリア、スアレス、グロチウスなどの神学者は、アウグスティヌスの権威⁸、トマスの理論⁹、聖福音書¹⁰、神意法¹¹などを論拠にして、兵役に服すことや戦争を行うことは許されると結論した。このようにヨーロッパ国際法は、キリスト教徒の君主間あるいはキリスト教国間の共通の規則としての規範力を持たせるためには、キリスト教の権威に基づく他なかった。

ヨーロッパの神聖ローマ帝国の時代に、カトリック(旧教)の腐敗を憂いたドイツ人のマルティン・ルターは、1517年に宗教改革のきっかけとなる「95か条の論題(95 Thesen)」を発表したことに端を発して、これに賛同する人々の間に聖書と共に生きるプロテスタント(新教)が拡散していった。16世紀中ごろから17世紀前半のヨーロッパでは、新教と旧教との対立抗争、例えばユグノー戦争(1562年～1598年)¹²、オランダ独立戦争(1568～1609)¹³、三十年戦争(1618～1648)¹⁴などの相次ぐ宗教

6 ローマ法は、古代ローマで初めて制定された制民法(十二表法)とユスティニアヌスによって纏められた『市民法大全』(530年頃)に至る法体系で、「市民法(jus civile)」はローマ市民間に適用された。

7 カノン法は、カトリック教会が定めた法を言い、市民法と対比される概念で、信仰生活の領域だけでなく教会行政の規範聖職者や信者の権利義務を定める一般法としての役割をもち、ヨーロッパ国際法の発展の基礎とされた。

8 アウグスティヌスは、国家を人間社会における秩序維持のための強制力とみなし、政治権力について平和と秩序を維持するゆえに、キリスト教の立場から一定の範囲内で正当化されるとした。

9 トマス・アクイナスの理論は、あらゆるものが神によって意思されたものである限りにおいて存在を有し、それゆえに善性を有すると説明する。

10 「福音」は、「よきお告げ」や「喜ばしき音信」を意味し、イエス・キリストの言行を記した書物で、マタイ、マルコ、ルカ、ヨハネを四福音書という。

11 神の自由意思に基づく法で、人間の意思に基づく人法と区別される。

12 1562年から1598年にかけてフランスの旧教徒とカルバン派の新教徒が争った宗教戦争で、諸侯・貴族間の対立、外国からの干渉などで長期化した。ブルボン家アンリがカトリックに改宗して即位し、ナントの勅令で新教の信仰を認めて収束させた。

13 スペインのフェリペ2世がネーデルランドの新教徒に対しカトリック信仰を強要したため、1568年に新教徒の反乱が開始され、1581年に北部ネーデルラント7州が独立を宣言し、戦争が終息した。

14 ドイツ内における新教徒と旧教徒間の対立が、1618年にペーメンでの反乱を機に全ドイ

戦争が吹き荒れた。

1648年のウェストファリア条約¹⁵は、三十年戦争の講和条約で、諸侯間の自由意志で締結されたため、近代国際法の嚆矢と言われている。新教の諸侯は、同条約によって新教の信仰が認められるとともに、講和時に支配していた領土をそのまま統治できる領域として承認され、保有する武力を対外関係において管理する責任と義務を負うことになった。ここにおいて領土を基礎にした領土国家が誕生し、それ以降、国家間の規則となる国際法は、主権を有する領土国家によって作成されるようになった。

ウェストファリア条約は、諸侯の上位にあるキリスト教の権威によらないで、自らの自由意志で規則として認めた国際規則であったことは前述したが、領土は国家の最も重要な要素となるとともに、条約締結能力を備えた主権国家を誕生させたのであった。君主国であろうと共和国であろうと、そして政治体制の如何に関係なく、主権国家は、自己の権利と義務を規定する国際法の主体となったのである。

かくして、国際的平面における主権国家の領土に関わる紛争は、主権国家の共通法である国際法に従って解決されるべき事項となり、領域取得権原の有無が決め手となった。

(2) 領土の移転と領域取得の権原

領土を基礎とする主権国家は、領域主権と対人主権を行使することができる。すなわち、主権国家は、領土主権の行使として自国領域の基礎となる陸地領土を他の主権国家に移転することができ、これに伴って領海と領空も移転する。主権国家が他国に対して一定の領土の領有権を主張できる国際法上の根拠は、前述したように、領域取得権原である。領域取得権原には、主権国家間の条約に基づく権原、すなわち双方行為による権原と、主権国家の一方的な行為に基づく権原がある。条約上の権原に基づく領域の移転には割譲と併合があり、一方行為に基づく権原に

は先占と添付がある。

条約に基づく権原のうち「割譲」は、割譲条約を締結して領土の一部を移転するもので、これには平時割譲と戦時(講和)割譲がある。平時割譲は、平和的な外交交渉の結果、相互に一定の領土を交換する形態と、相応の対価を支払って売買する形態がある。前者の例として、日露両国は、後述する樺太千島交換条約(1875年)に基づいて、日露の共有領であった樺太をロシア領に移転し、その代償としてロシア領だった千島列島を日本領に割譲した。後者の例としては、アメリカが1803年にフランス領のルイジアナを、1867年にロシア領のアラスカをそれぞれ購入して、米国の領土へと移転した。

また、双方行為である戦時(講和)割譲は、戦勝国が戦費の一部を領土で支払うことを要求し、講和条約中に領土条項として規定される場合が多く、領土を移転する一般的な行為でもある。日本は、日清戦争の講和条約の下関条約(1895年)で台湾とその付属諸島を割譲した。また後述するように、日露戦争の講和条約であるポーツマス講和条約(1905年)に基づいて、日本は、樺太島の北緯50度以南の領土をロシアから割譲した。アメリカは、米西戦争の講和条約(1816年)でフロリダ地方をスペインから、対メキシコ戦争の講和条約(1845年)でテキサス地方をメキシコから割譲している。アメリカは、1783年建国当時の13植民地以外の全ての領土を平時割譲と戦時割譲で取得しているのである。

平和裡に締結した併合条約に基づいて、主権国家の全領域を他方の締約国に移転する併合は、やはり国際法上の権原である。併合条約に基づいて自国の領域全部を他国に移転した主権国家は、同条約の発効とともに消滅することになる。例えば大韓帝国は、日韓併合条約(1910年)に基づいて日本に併合され、旧大韓帝国の領土は日本領土、国民は日本人となった歴史がある。

他方、一方行為による領域取得の権原に先占行為がある。主権国家は、いずれの主権国家にも帰属していない「無主地(terra nullius)」に対し領有意思をもって実行的に支配することにより、その領域を自国領土にすることができる。この国家行為は「先占(occupation)」であり、国際法で認められた領域取得の権原となる。

ツに広がり、さらに西ヨーロッパの新教国、旧教国がそれぞれ介入したことによって大規模な国際紛争となり、1648年のウェストファリア条約で講和となった。

15 ウェストファリア条約(Peace of Westphalia)は、ミュンスター講和条約とオスナブリュック講和条約の総称で、この条約によって条約締結国は相互の領土を尊重し内政への干渉を控えることを約束し、新たなヨーロッパの国際法秩序が形成された。